

IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2021年6月1日現在

～2021年5月31日

2021年6月1日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）
別記（略）	別記（略）
	附 則（令和3年5月28日 P S 事推第00789305号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。
	（経過措置）

～2021年5月31日	2021年6月1日～
	<p>2 <u>当社は、令和3年6月1日から令和3年6月30日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ8のコース1内における細目又は区分の変更を除きます。）と同時に2年の定期利用及び当社のIPoEアドバンス利用規約（以下「IPoEアドバンス利用規約」といいます。）に基づくIPoEアドバンス（以下「IPoEアドバンス」といいます。）の申込みを当社が承諾した先着100契約について、令和3年9月30日までにIPoEアドバンスの提供を開始した場合は、次に掲げる通り適用します。</u></p> <p><u>(1) IPoEアドバンスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して11料金月について、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。</u></p> <p><u>(2) 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則において同じとします。））料金表第1表第2（手続きに関する料金）及び料金表第2表（工事に関する費用）の2-3（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限り、）の提供の開始に関する工事費）に規定する手続きに関する料金及び工事費を適用しません。</u></p>
	<p><u>(注) 本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ocnhikari.html）において掲示することとします。</u></p>

～2021年5月31日	2021年6月1日～
	<p><u>3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当社はその適用を解除します。</u></p> <p><u>(1) タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものに限りです。）へ細目又は区分の変更の請求をしたとき</u></p> <p><u>(2) 当該第2種契約と同時に申込みを行った IPoE アドバンス契約を解除したとき</u></p>
	<p><u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
	<p><u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>